



鳥取県公報

平成16年 4月13日(火)
号外第66号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表(4) 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成14年度に係る監査結果(平成15年鳥取県監査委員公告第7号)に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年 4月13日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	石	村	祐	輔
鳥取県監査委員	鍵	谷	純	三

1 国際課

(1) 監査結果

役務費、使用料及び賃借料等の資金前渡について返納を伴う精算が遅延しているものが多数見受けられ、中には、大幅に遅延しているものもあった。

(2) 講じた措置

今後は、鳥取県会計規則等の関係法令を遵守し、適正に事務処理を行うこととした。

2 障害福祉課

(1) 監査結果

ア 電柱敷地等の行政財産使用料について、前年度に指示を行ったにもかかわらず、調定時期が大幅に遅れ、更に調定漏れにより徴収を行っていないものがあった。

イ 県立肢体不自由児施設の利用に係る多額の児童福祉施設費弁償金について、その調定が大幅に遅延していた。

(2) 講じた措置

ア 次のとおり、収入事務の見直しとチェック体制の強化を行うこととした。

なお、調定漏れのあった3件は、すべて徴収済みである。

(ア) 異動時の引継ぎを徹底する。

(イ) 担当係長が収入事務の進行管理を行う。

(ウ) 年度当初に庶務担当係が、各係の収納額を確認し、調定状況の把握をする。

(エ) 上記庶務担当係の確認について、課長補佐がチェックを行う。

イ 次のとおり、収入事務の見直しとチェック体制の強化を行うこととした。

(ア) 異動時の引継ぎを徹底する。

(イ) 担当係長が収入事務の進行管理を行う。

3 長寿社会課

(1) 監査結果

介護支援専門員実務研修受講試験支援システムに係る業務委託契約について、業務の完了後に契約を締結していたもの及び競争入札に付すべきものを理由なく随意契約としていたものがあった。

(2) 講じた措置

担当係長による事務の進行管理、随意契約に係る事務手続の理解の徹底及びチェック体制の強化を図ることとした。

4 医務薬事課

(1) 監査結果

補助金について、交付決定等の事務手続が遅延していたものがあり、中でも、へき地医療機関医師研修事業補助金については、前年度に注意を行ったにもかかわらず、大幅に遅延していた。

(2) 講じた措置

異動の際の引継ぎの徹底と担当係長による事務の進行管理を適切に行うものとする。また、交付申請書受理から交付決定までの日数が、補助金交付要綱に定める期間内に行われるよう、文書管理主任が併せて進行管理することとした。

5 健康対策課

(1) 監査結果

平成12年度鳥取県立中央病院施設整備費補助金について、額の確定を1年以上行わなかったため、精算に伴う返納金の収納が大幅に遅延していた。

(2) 講じた措置

異動の際の引継ぎの徹底と担当係長による事務の進行管理を適切に行うものとする。今後は、国庫補助金の額の確定通知受理後、速やかに県補助金額の確定事務を行うこととした。

6 東部福祉保健局（東部健康福祉センター）

(1) 監査結果

平成13年度の生活保護の被保護者等に対する県の見舞金について、返納金を受領しながらその手続を誤り、返納金がないものとして処理していたため、収納が大幅に遅延しているものがあった。

(2) 講じた措置

福祉企画課が精算伺いを起案し、福祉保健課に合議することにより、事務処理を組織的に相互にチェックし合える体制とした。また、福祉企画課長は、前渡資金の精算に漏れがないか事後速やかに確認することとし、精算決裁後は、その現金について前渡金受領者が速やかに銀行窓口で収納手続（返納支払）を行うことを確認することとした。

7 衛生環境研究所

(1) 監査結果

ア ガスクロマトグラフの定期点検に係る委託契約等について、予定価格が100万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。

イ 廃棄薬品の処分に係る委託契約について、予定価格の積算が適正でなかったため不落札となり、予定価格を上回る額で随意契約を行っていた。

(2) 講じた措置

ア 契約事務に係る制度の理解不足及び文書審査の不徹底に起因する事案であり、今後このようなことがないよう、次のとおり職員の資質向上とチェック体制の強化を図ることとした。

また、生活環境部内の各所属に契約事務の適正執行について通知した。

- (ア) 物品等調達手順書に基づく職場研修の実施
- (イ) 出納局の協力による契約会計実務職場研修の実施
- (ウ) 契約事務に技術次長の合議を加え内部チェック体制を改善

イ 契約事務に係る制度の理解不足、文書審査の不徹底及び予定価格の積算に係る廃棄薬品の種類、数量の把握不足に起因する事案であり、今後このようなことがないよう、次のとおり職員の資質向上とチェック体制の強化を図ることとした。

また、生活環境部内の各所属に契約事務の適正執行について通知した。

- (ア) 物品等調達手順書に基づく職場研修の実施
- (イ) 出納局の協力による契約会計実務職場研修の実施
- (ウ) 契約事務に技術次長の合議を加え内部チェック体制を改善
- (エ) 薬品管理規程施行細則制定による薬品の在庫管理の徹底

8 経済政策課

(1) 監査結果

中小企業近代化資金について、前年度より未収額が減少しているものの、収納率が低下し、未収金が多額であった。未収金の回収に当たっては、厳しい経済情勢が続く中、滞納者個々の実情を十分把握し、履行延期等関係法令に基づくきめ細かな対策も講じた上、収入未済の解消に努められたい。

(2) 講じた措置

滞納者個々の実情や相続関係を十分に把握した上で保証人等に対し引き続き償還を求めていくほか、必要に応じて履行延期や法的処分などの対策も講じることとした。また、回収困難な案件については、不納欠損処分の実施方法につき中小企業総合事業団と協議を行う。

9 経営支援課

(1) 監査結果

農業改良資金貸付金について、収納率が前年度より低下するとともに未収額が増加し、未収金が多額であった。未収金の回収に当たっては、厳しい経済情勢が続く中、滞納者個々の実情を十分把握し、支払猶予等関係法令に基づくきめ細かな対策も講じた上、収入未済の解消に努められたい。

(2) 講じた措置

償還金滞納者については、県と県信連とが合同で督促状の送付や面談等による滞納整理を行っているが、経営不振等の理由により、なかなか償還に至っていないのが現状である。このため、3月4日に債権保全事務処理要領の作成を行った。今後は事務処理要領に従い、法的措置を含め、可能な限り債権の回収を図っていく。

10 生産振興課

(1) 監査結果

鳥取二十世紀梨記念館の一部施設について、施設使用料が調定されていなかった。また、平成13年度については、使用許可申請書が提出されていたにもかかわらず使用許可を行わず、調定もしていなかった。

(2) 講じた措置

平成13、14年度分とも相手方との支払合意に基づいて調定することとした。調定は、総額1,046,089円を平成15年11月から10か月の分割納付とし、11月以降毎月調定を行っている。

今後は、チェック体制を強化して、適正な事務処理に努める。

11 鳥取地方農林振興局

(1) 監査結果

肉用牛増頭支援対策事業費補助金について、算定を誤り過大に交付していた。

(2) 講じた措置

事業主体である鳥取いなば農業協同組合に過大に交付していた16,800円については、既に返納済みである。

同農協に対しては適正な事務処理をするよう口頭指導した。また、補助金額についての確な算定となるよう、農林振興局のチェック体制を強化することとした。

12 都市計画課

(1) 監査結果

米子駅前通り土地区画整理事業に伴って米子市から交付を受けるべき清算金について、多額の未収金が存在するため、その収納等について関係機関と協議する等適正な処理をするよう平成5年に指示し、かつ、平成12年に注意を行っているにもかかわらず、具体的な取組がなされていない。

(2) 講じた措置

米子市と県との間の債権の処理についての協議を11月26日から開始した。今後、多額の未収金の経過と現在に至った経過及び債権管理について協議を行い、早期に不適正な債権管理状況を解消する。

13 鳥取県地方県土整備局

(1) 監査結果

ア 継続許可分に係る多額の道路占用料が大幅に遅延して調定されていた。

イ 積算補助業務委託について、技術員の単価を誤って積算したため設計額が過大になり、高額な契約となっているものがあつた。

(2) 講じた措置

ア 次のとおり、収入事務の見直しとチェック体制の強化を行うこととした。

(ア) 前年度の1月から占用者との確認作業を開始する。特に、大口占用者に対しては、調定までのスケジュールを示し公文書で依頼する。

(イ) 調定計画表を作成し、調定事務の進捗状況のチェックを徹底する。

(ウ) 調定業務のうち比較的単純業務である補助的業務については、業務が集中する2月頃に、臨時的任用職員を雇用して対応することにより、事務の迅速化を図る。

イ 従前の単価表を安易に使用して積算を行ったことにより生じた問題であり、このようなことが再度生じないように指摘事項を職員に周知し、また、十分なチェック等を行うよう職員に徹底する。

14 八頭地方県土整備局

(1) 監査結果

継続許可分に係る多額の道路占用料が大幅に遅延して調定されていた。

(2) 講じた措置

占用者の確認等に不測の時間を要したことが原因で生じた事案である。次のとおり、収入事務の見直しとチェック体制の強化を行うこととした。

ア 前年度の1月から占用者との確認作業を開始する。特に大口占用者に対しては、調定までのスケジュールを示し公文書で依頼する。

イ 調定計画表を作成し、調定事務の進捗状況のチェックを徹底する。

ウ 調定業務のうち比較的単純業務である補助的業務については、業務が集中する2月頃に、臨時的任用職員を雇用して対応することにより、事務の迅速化を図る。

15 中部総合事務所県土整備局(倉吉地方県土整備局)

(1) 監査結果

ア 継続許可分に係る多額の道路占用料等が大幅に遅延して調定されていた。

イ 橋津川水門ゲート設備点検に係る委託契約について、契約額が100万円以上であるにもかかわらず、予定価格が設定されていなかった。

(2) 講じた措置

ア 収入調定が遅延しないよう、次のとおり事務の見直しと進行管理を徹底する。

(ア) 道路占用料

a 欠員が生じた場合の局内における事務分担の見直し、支援体制の整備等を図る。

- b 前年度の1月から占有者との確認作業を開始する。特に大口占有者に対しては、調定までのスケジュールを示し公文書で依頼する。
- c 調定計画表を作成し、調定事務の進捗状況のチェックを徹底する。
- d 調定業務のうち比較的単純業務である補助的業務については、業務が集中する2月頃に、臨時的任用職員を雇用して対応することにより、事務の迅速化を図る。

(イ) 漁港施設使用料

- a 前年度の1月から占有者との確認作業を開始する。特に大口占有者に対しては、調定までのスケジュールを示し公文書で依頼する。
- b 調定計画表を作成し、調定事務の進捗状況のチェックを徹底する。
- c 調定業務のうち比較的単純業務である補助的業務については、業務が集中する2月頃に、臨時的任用職員を雇用して対応することにより、事務の迅速化を図る。

イ 特殊な設備で積算が困難として予定価格を設定していなかったが、今後は、実績をもとに適正な予定価格を設定する。

16 西部総合事務所県土整備局(米子地方県土整備局)

(1) 監査結果

継続許可分に係る多額の道路占用料等が大幅に遅延して調定されていた。

(2) 講じた措置

収入調定が遅延しないよう、次のとおり事務の見直しと進行管理を徹底する。

ア 道路占用料

- (ア) 前年度の1月から占有者との確認作業を開始する。特に大口占有者に対しては、調定までのスケジュールを示し公文書で依頼する。
- (イ) 調定計画表を作成し、調定事務の進捗状況のチェックを徹底する。
- (ウ) 調定業務のうち比較的単純業務である補助的業務については、業務が集中する2月頃に、臨時的任用職員を雇用して対応することにより、事務の迅速化を図る。

イ 国有財産使用料

- (ア) 前年度の1月から占有者との確認作業を開始する。特に大口占有者に対しては、調定までのスケジュールを示し公文書で依頼する。
- (イ) 調定計画表を作成し、調定事務の進捗状況のチェックを徹底する。
- (ウ) 使用者に対して建物撤去、増築等に伴う手続を周知徹底する。
- (エ) 調定業務のうち比較的単純業務である補助的業務については、業務が集中する2月頃に、臨時的任用職員を雇用して対応することにより、事務の迅速化を図る。

ウ 漁港施設使用料

- (ア) 前年度の1月から占有者との確認作業を開始する。特に大口占有者に対しては、調定までのスケジュールを示し公文書で依頼する。
- (イ) 調定計画表を作成し、調定事務の進捗状況のチェックを徹底する。
- (ウ) 調定業務のうち比較的単純業務である補助的業務については、業務が集中する2月頃に、臨時的任用職員を雇用して対応することにより、事務の迅速化を図る。

17 鳥取港湾事務所

(1) 監査結果

港湾施設使用料、財産貸付収入等について、前年度に指示しているにもかかわらず、未収金が増加していた。

(2) 講じた措置

平成14年度末で53,413,999円を滞納している未納者に対して、平成15年3月以降、2週間ごとに、催告を行うとともに、面談による要請を行っている。その結果、毎月発生する使用料等を含め毎月240万円の納入

が続いており、平成16年2月末までに、平成14年度末未収金53,413,999円のうち12,952,868円の納付を受けている。今後も、毎月一定額の納入を約束しており、約束どおりの入金がない場合は、行政財産使用料に関する滞納処分及び普通財産貸付料に関する民事執行の手続を行うこととしている。また、その他の未納者に対しては、催告、面談による要請及び電話での要請を行っている。平成16年2月末までに、平成14年度末未収金1,645,589円のうち767,094円の納付を受けている。今後も未納者と面談を重ね、行政財産使用料に関する滞納処分も視野に入れながら、未収金の債権回収に一層努めていく。

18 中央病院

(1) 監査結果

ア 臨床検査業務に係る委託契約について、支出予定額が100万円以上であるにもかかわらず、予定価格が設定されていなかった。

イ 放射線量測定業務に係る委託契約について、契約に定める業務が実施されていないにもかかわらず、業者から提出された完了通知により履行確認を行っていた。

(2) 講じた措置

契約実務に対する職員の理解が不足しており、また、管理監督職員のチェック機能が不十分であったことによるものである。院内で契約実務研修会を平成16年3月に開催した。また、外部の研修会にも積極的に参加するなど、職員に契約事務を習熟させ、事務処理が適正に行われるよう努める。

19 教育環境課(総務福利課)

(1) 監査結果

多額の行政財産使用料が、大幅に遅延して調定されていた。

(2) 講じた措置

鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)が平成12年4月に一部改正され、行政財産の目的外使用が長期にわたるものについても地方機関で許可できるようになったことにより、今後はその財産の管理を直接行っている各県立学校において、適時、適切に使用許可及び使用料の調定をすることとした。併せて、各県立学校に対して、使用許可が翌年度も継続されるものについては、当該年度末までに調定すべき額を把握しておき、翌年度の4月中に調定すること及び新規に使用許可するものについては、使用許可の決裁後、速やかに調定することを指導する。

20 小中学校課

(1) 監査結果

概算旅費、報償費等の資金前渡について、返納を伴う精算が遅延しているものが多数見受けられ、中には、大幅に遅延しているものがあった。

(2) 講じた措置

概算旅費及び資金前渡について、旅行期間終了後、又は支払手続終了後、所定の期間内に速やかに精算手続を行うよう各学校等に改めて通知するとともに、小中学校課内においても未精算の概算旅費及び資金前渡の確認を徹底することとした。また、平成16年度には教育事務所を出納機関とし、事務処理の迅速化を図ることとした。

21 人権・同和教育課

(1) 監査結果

進学奨励資金貸付金について、収納率が前年度より低下するとともに未収額が増加し、未収金が多額であった。未収金の回収に当たっては、厳しい経済情勢が続く中、滞納者個々の実情を十分把握し、条例又は規則に基づく手続等により、債務の減免、履行の猶予等きめ細かな対策も講じた上、収入未済の解消に努められたい。

(2) 講じた措置

今後は、各市町村・関係団体と連携を更に深めながら、次の方針により未収金回収業務及び発生防止に努めることとした。

- ア 口座振替制度、月賦払制度の促進
- イ 免除・猶予制度の周知徹底
- ウ 戸別訪問の計画的実施
- エ 市町村、隣保館等の担当者会議開催や協力要請
- オ 各個人の実情を把握した適切な返還方法の検討
- カ 債権管理事務取扱要領の作成による体制の整備とともに、関係課との密接な連携
- キ 高等学校課学事奨学係員1名が兼務していた当該貸付金業務について、高等学校課に新設される育英奨学係員の3名が兼務

